【指導講評】
静岡大学教育学部准教授　島田桂吾　氏

1　教育とは

日本国憲法 第 13 条
「すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」
いわゆる、幸福追求権（すべての国民は幸せになる権利を持っている）➡ ウェルビーイング

どのようになれば幸せか
憲法第 26 条「すべての国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」

幸せになる手段の一つに教育がある

教育を受ける権利を持っているが、その権利を保障するために、保護者は普通教育を受けさせる義務がある。（義務教育）
学校に行かせる義務ではなく、教育を受ける権利を保障するために子ども以外の人に教育を受けさせる義務を課している。

2　教育の目的

教育基本法 第１条
「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」

①人格の完成を目指す（個人の幸せ）
②地域社会の担い手
教育は学校だけで行われるものではない。別の教育に生涯学習がある。

文科省では生涯学習を
「自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる。」と記している。
学校教育は生涯学習の視点から見ると一部であるといえる。

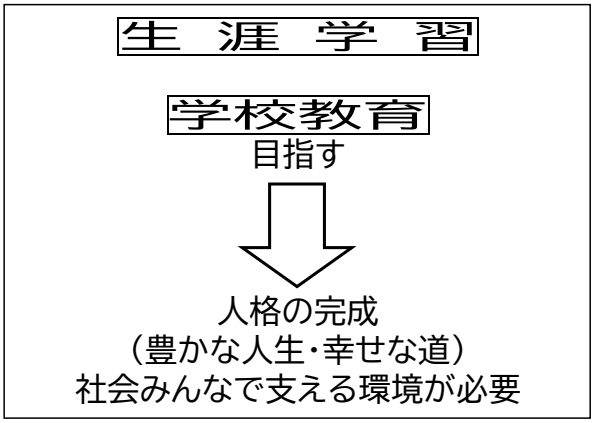

3　教育の方針

教育委員会制度
・教育委員会は教育委員（先生ではない）＋教育長の会である。
・教育委員は教育事務局を管理する立場である。
・教育委員会制度の仕組みとして先生たちのプロを素人が管理する（プロと素人がスクラム）
総合教育会議（市長と教育委員と教育長）で話し合われたのが教育大綱である。